

RO-RO 旅客船のロールオン・ロールオフ区域や特殊分類区域に設置される 複合火災探知器の配置に関する要件に関する改正の解説

1. はじめに

2026年6月公表の、RO-RO 旅客船のロールオン・ロールオフ区域や特殊分類区域に設置される複合火災探知器の配置に関する要件に関する改正について、その内容を解説する。改正の対象は、旅客船規則検査要領（外国籍船舶用）である。なお、本改正は、2026年7月1日から適用される。

2. 改正の背景

2024年5月に開催された第108回海上安全委員会（MSC108）にて、RO-RO 旅客船のロールオン・ロールオフ区域や特殊分類区域（車両及び旅客が出入りできる車両積載区域）に対する追加の火災対策に関する SOLAS 条約 II-2 章及び火災安全設備コード（FSS コード）の改正が、決議 MSC.550(108)及び MSC.555(108)として採択された。当該決議は、RO-RO 旅客船のロールオン・ロールオフ区域や特殊分類区域に追加の火災対策として、新たな火災探知器の種類である煙と熱の複合型探知器の設置要件等が含まれている。本会はこれらの要件を既に本会規則に取入れている。

その後、2025年2月に開催された IMO 第11回船舶設備小委員会（SSE11）において、各探知器について認められる中心間の最大距離、最大床面積及び隔壁からの最大距離を規定している FSS コード第9章 2.4.2.2 項について、複合型探知器の具体的な配置を明確にすることが提案された。

議論の結果、複合型探知器について中心間の最大距離及び最大床面積等に基づく2種類の配置方法が統一解釈として合意され、2025年6月に開催された IMO 第110回海上安全委員会（MSC110）にて IMO サーキュラー MSC.1/Circ.1695 として承認された。

このため、MSC.1/Circ.1695 に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

煙と熱の複合型探知器について、MSC.1/Circ.1695 に基づき具体的な配置の例を示した。

(1) 具体的な配置例については図1のとおりである。

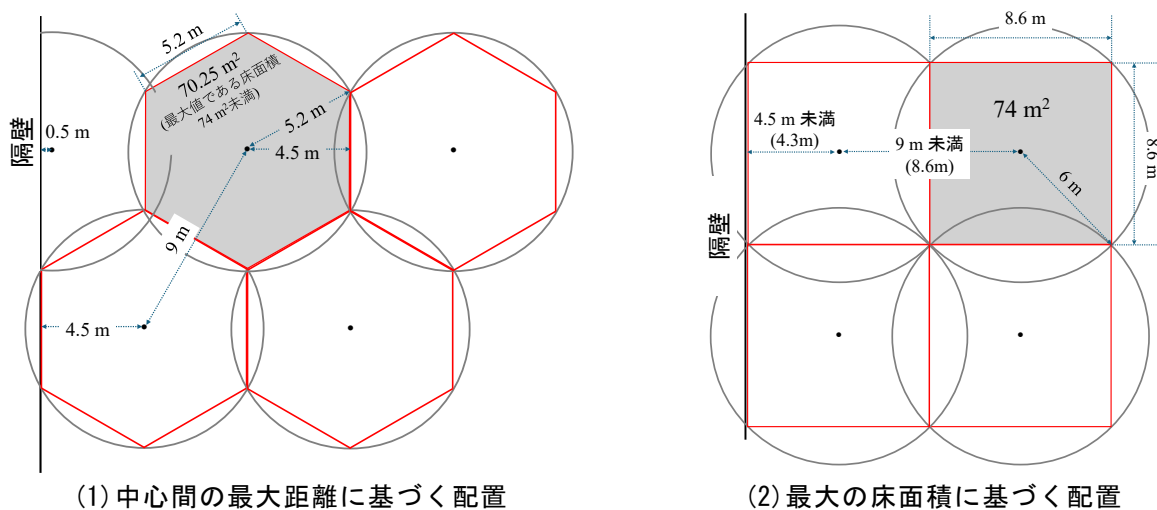


図1 煙と熱の複合型探知器の配置